

一般社団法人日本臨床発達心理士会千葉支部 2026 年度総会資料

一般社団法人日本臨床発達心理士会千葉支部

※本資料については、印刷したものを総会当日にもお配りします。

2026 年度総会を下記のとおり実施いたします。研修会に参加される方は、研修会終了後そのまま総会にご出席ください。

日時 2026 年 5 月 24 日(日) 16 時 15 分(研修会終了後)

会場 千葉大学西千葉キャンパス 教育学部 1 号館 1 階大会議室

※研修会・総会に参加されない方は、千葉支部メールアドレス jacdpchiba@yahoo.co.jp に総会委任状の送信をお願いいたします。

「委任状 総会に参加しませんので議決権を議長に委任します。会員番号(8 桁) 氏名」

議事と連絡事項

(1) 2026 年度役員、役員役割分担

2026 年度は役員改選の年ではないが、1 名が退任し(関口薫さん)、新たに 4 名の新役員を加える。新役員の任期は他の役員と同様とする。

(2) 2025 年度活動報告

(3) 2026 年度活動計画

※昨年度までは 2 回の研修会と 1 回の地域研修会(計 3 回、3 ポイント分)を開催してきた。

2026 年度は研修会を 1 回減らし、2 回の研修会(計 2 ポイント分)を資格更新研修会として開催する。

(4) 2025 年度収支

(5) 2026 年度予算

(6) 支部規約の改正

○ 9 条の 3 (総会)

「総会の成立は、出席者と委任状提出者の合計数が支部正会員の過半数を超えることとする」の規定の「過半数」を「4 分の 1」に改定する。

○ 10 条(役員・選出方法・任期)

「会計担当(2 名)」の規定を「会計担当(2~3 名)」に改定する。

日本臨床発達心理士会千葉支部 2026年度 役員・役割分担

	氏 名	所 属	支部内の担当 (支部規約に定めのある担当)
1	石井 正子	渋谷教育学園 晴海西こども園 昭和女子大学	副支部長、代議員
2	居森 梨枝子	いなり幼稚園	
3	大井 亜由美	医療法人イプシロン 知能発達検査室	
4	大槻 美智子	香取市教育委員会	
5	尾崎 美恵子	大網白里特別支援学校	
6	小田島 和枝	東金市簡易マザーズホーム(嘱託)	
7	齊藤 順子	山武市保健福祉部健康支援課 こども家庭センター	事務局長
8	佐々木 郁子	君津特別支援学校	会計担当
9	佐藤 純子	流通経済大学	
10	澤田 美樹	市川市役所こども家庭相談課 こども家庭センター	
11	實川 慎子	植草学園大学	副支部長
12	鈴木 彰典		
13	田原 佳子	東上総教育事務所 植草学園大学(非常勤講師)	会計担当
14	中澤 潤	植草学園大学	支部長
15	藤川 志つ子	敬愛短期大学	
16	堀江 まゆみ	白梅学園大学	代議員
17	松川 節理子	成田市健康増進課	
18	毛利 清美	千葉特別支援学校	
19	山田 千愛	日本体育大学	
20	吉田谷 千江子	成田市玉造保育園	

2025年度 一般社団法人日本臨床発達心理士会千葉支部 活動報告

1. 総会の実施

2025年6月1日(日)、2025年度総会を対面形式で実施し、代議員の選出、支部役員の承認、2024年度活動報告、2025年度活動計画の提案と、2024年度決算、2025年度予算の連絡を行った。

2. 資格更新研修会の開催

2025年度は計2回、資格更新ポイント2ポイント分(申請予定)の資格更新研修会を実施した。

○第1回資格更新研修会

期日 2025年6月1日(日)、会場 千葉大学西千葉キャンパス 対面形式研修会

テーマ「体験を通して気づく「アンコンシャス・バイアス」」

講師 内海崎貴子先生(白百合女子大学)

参加者 49名

○第2回資格更新研修会

期日 2026年1月11日(日)、会場 千葉大学西千葉キャンパス 対面形式研修会

テーマ「新版K式発達検査2020の理解と事例検討～より深い解釈と支援を目指して」

講師 清水里美先生(大阪常磐会大学)

参加者 44名

3. 地域研修会

地域ごとの活動の可能性を探るために、小規模の地域研修会を開催する。

期日 2025年7月6日(日)、会場 匝瑳市市民ふれあいセンター、対面形式研修会

テーマ

「こだわりがある子どもの理解と支援～園や学校へのコンサルテーションのあり方について考える～」

講師 荒木誠先生(東金特別支援学校)

参加者 16名

4. 広報

支部ホームページにて研修会の案内と研修会報告、総会の報告、千葉支部のこれまでの研修会の履歴を掲載した。また、支部会員への一斉メールを積極的に活用し、研修会や総会の案内や諸連絡を行った。

5. 千葉支部ホームページの運営

2025年度より支部ホームページの作成と更新を外部業者に委託した。

6. 災害支援活動への協力

「日本臨床発達心理士会 災害支援委員会・危機支援委員会」による様々な支援活動への協力を積極的に行う必要な協力態勢をとった。

7. 地域社会への貢献、関係者・関係機関との連携

関係者・関係機関への情報提供、情報交換、交流をとおして、地域社会への貢献を積極的に行った。

8. 一般社団法人日本臨床発達心理士会への参加・協力

社員総会への代議員の出席、全国研修会への参加・協力、全国大会への協力などを行った。

2026年度 一般社団法人日本臨床発達心理士会千葉支部 活動計画

1. 総会の実施

2026年5月24日(日)、2026年度総会を対面形式で実施し、支部規約の改定、2025年度活動報告、2026年度活動計画の提案と、2025年度決算、2026年度予算の連絡を行う。

※支部規約の改定(9条の3 総会)

「総会の成立は、出席者と委任状提出者の合計数が支部正会員の過半数を超えることとする」の規定の「過半数」を「4分の1」に改正する。

2. 資格更新研修会の開催

昨年度までは2回の研修会と1回の地域研修会(計3回、3ポイント分)を開催してきたが、2026年度は研修会を1回減らし、2回の研修会(計2回、2ポイント分)を資格更新研修会として開催する。

○第1回資格更新研修会(終了後支部総会)

期日 2026年5月24日(日)、会場 千葉大学西千葉キャンパス 対面形式研修会

テーマ「個別的な発達に寄り添った支援のあり方～田中ビネー知能検査VIの解釈と活用～」

○第2回資格更新研修会

期日 2026年7月5日(日)、会場 匝瑳市市民ふれあいセンター、対面形式研修会

テーマ「吃音のある子どもの理解と支援～保育者・教育者へのコンサルテーションのあり方～」

4. 広報

支部ホームページに研修会の案内と研修会報告、総会の報告、千葉支部のこれまでの研修会の履歴を掲載する。また、支部会員への一斉メールを積極的に活用し、研修会や総会の案内や諸連絡を行う。

5. 千葉支部ホームページの運営

2025年度より支部ホームページの作成と更新を外部業者に委託した。2026年度はホームページ更新などの委託のための年間費用は40,000円程度の予定。

6. 災害支援活動への協力

「日本臨床発達心理士会 災害支援委員会・危機支援委員会」による様々な支援活動への協力を行う態勢をとり、必要な協力を行う。

7. 地域社会への貢献、関係者・関係機関との連携

関係者・関係機関への情報提供、情報交換、交流をとおして、地域社会への貢献を行う。

8. 一般社団法人日本臨床発達心理士会への参加・協力

社員総会への代議員の出席、全国研修会への参加・協力、全国大会への協力、支部間の情報交換などを行う。

9. 備品(パソコン)の購入

研修会、Zoom会議等で使用するパソコン1台(2020年9月購入)が故障し、会計処理用の2台のパソコン(約10年経過)もスムーズな使用が難しくなってきたため、必要な台数のパソコンの購入費用を備品費として予算に計上し、購入する。

10. 支部役員の募集

支部の活動の企画、運営を担当する役員について、新しいメンバーを積極的に募集する。

千葉支部

2025年度収支計算書（2025年4月～2026年3月）

収入				
科目番号	科目	予算額	執行額	差額
301	士会からの送金	771,000	771,000	0
302	支部主催資格更新研修会参加費	40,000	37,000	3,000
303	災害活動助成金	0	0	0
304	預貯金利息	20	263	-243
305	雑収入	0	0	0
	当期収入合計（A）	811,020	808,263	2,757
支出				
科目番号	科目	予算額	執行額	差額
401	支部総会運営費	5,000	0	5,000
402	支部研修会運営費	425,000	498,070	-73,070
403	役員会運営費	20,000	0	20,000
404	NL関係費	0	0	0
405	ホームページ関係費	300,000	296,828	3,172
406	印刷費	5,000	15,518	-10,518
407	通信費	0	970	-970
408	消耗品費	5,000	380	4,620
409	人件費	0	0	0
410	備品費	20,000	0	20,000
411	災害活動費	10,000	0	10,000
412	他団体関係費	0	0	0
413	渉外関係費	10,000	0	10,000
414	支部分割関係費	0	0	0
415	手数料	1,000	286	714
416	雑費	5,020	0	5,020
499	予備費	5,000	0	5,000
	当期支出合計（B）	811,020	812,052	-1,032
	当期収支差額（A）－（B）＝（C）	0	-3,789	-3,789

2026年度予算（2026年4月～2027年3月）

収入

科目番号	科目	2025年度予算	2026年度予算	差額	
301	士会からの送金	基本運営費	444,000	470,000	26,000
		活動企画費	327,000	220,000	-107,000
		小計	771,000	690,000	-81,000
302	支部主催資格更新研修会参加費	支部研修会参加費(非会員の有資格者含む)	40,000	25,000	-15,000
		公開研修会参加費(有資格者以外も参加する研修会)	0	0	0
		小計	40,000	25,000	-15,000
303	災害活動助成金等、他団体からの助成金等	助成金(外部団体から)	0	0	0
		その他	0	0	0
		小計	0	0	0
304	預貯金利息	20	250	230	
305	雑収入	事務処理手数料	0	0	0
		その他	0	0	0
		小計	0	0	0
当期収入合計(A)		811,020	715,250	-95,770	

支出

科目番号	科目	2025年度予算	2026年度請求	差額	
401	支部総会運営費	会場費	0	0	0
		会議費	0	0	0
		印刷費	5,000	5,000	0
		通信費	0	0	0
		その他	0	0	0
		小計	5,000	5,000	0
402	支部研修会運営費	会場費	120,000	100,000	-20,000
		会議費	25,000	30,000	5,000
		講師謝金	150,000	120,000	-30,000
		講師旅費	20,000	10,000	-10,000
		印刷費	10,000	30,000	20,000
		通信費	0	0	0
		会場担当者費	30,000	20,000	-10,000
		役員謝金	0	0	0
		役員旅費	70,000	40,000	-30,000
		その他	0	0	0
		小計	425,000	350,000	-75,000
403	役員会運営費	会場費	5,000	0	-5,000
		会議費	0	0	0
		旅費	10,000	5,000	-5,000
		印刷費	5,000	3,000	-2,000
		通信費	0	0	0
		その他	0	0	0
小計	20,000	8,000	-12,000		
404	NL関係費	印刷費	0	0	0
		通信費	0	0	0
		その他	0	0	0
小計	0	0	0		
405	ホームページ関係費	ホームページ費	300,000	50,000	-250,000
		ホームページ担当者費	0	0	0
		小計	300,000	50,000	-250,000
406	印刷費	5,000	5,000	0	
407	通信費	0	3,000	3,000	
408	消耗品費	5,000	5,000	0	

409	人件費	アルバイト給与(発送、研修会、その他)	0	0	0
		アルバイト旅費(発送、研修会、その他)	0	0	0
		小計	0	0	0
410	備品費		20,000	200,000	180,000
411	災害活動費	旅費	10,000	5,000	-5,000
		通信費	0	0	0
		会議費	0	0	0
		印刷費	0	0	0
		消耗品費	0	0	0
		保険加入費	0	0	0
		その他	0	0	0
小計	10,000	5,000	-5,000		
412	他団体関係費	JDDネット(年会費)	0	0	0
		JDDネット(旅費)	0	0	0
		心理研修センター関係費(旅費)	0	0	0
		その他	0	0	0
小計	0	0	0		
413	渉外関係費	出張旅費	10,000	5,000	-5,000
		その他	0	0	0
		小計	10,000	5,000	-5,000
414	支部分割関係費	会場費	0	0	0
		会議費	0	0	0
		旅費	0	0	0
		印刷費	0	0	0
		通信費	0	0	0
		その他	0	0	0
小計	0	0	0		
415	手数料	振込手数料	1,000	500	-500
		その他	0	0	0
		小計	1,000	500	-500
416	雑費		5,020	8,750	3,730
499	予備費		5,000	70,000	65,000
	当期支出合計 (B)		811,020	715,250	-95,770
	当期収支差額 (A) - (B) = (C)		0	0	0

↑

一般社団法人 日本臨床発達心理士会 千葉支部規約

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本臨床発達心理士会の支部であり、一般社団法人 日本臨床発達心理士会千葉支部と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を植草学園大学・實川慎子研究室（千葉市若葉区小倉町 1639-3）に置く。

(目的)

第3条 本会は、一般社団法人日本臨床発達心理士会定款に則り、一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構（以下「機構」という。）の認定する臨床発達心理士（以下「臨床発達心理士」という。）相互の連携を密にし、臨床発達心理士の資質と技能の向上を図り、発達心理学に基づいて人の発達や、健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 生涯にわたる人の発達、心の健康及び福祉の増進のための支援
- 二 生涯にわたる人の発達、健康及び諸課題に関する普及啓発活動
- 三 生涯にわたる人の発達、健康及び諸課題に関する相談支援
- 四 生涯にわたる人の発達、健康及び諸課題に関する支援者などの派遣協力
- 五 生涯にわたる人の発達、健康及び諸課題に関する調査・研究
- 六 生涯にわたる人の発達、健康及び諸課題に関する刊行物の発行
- 七 生涯にわたる人の発達、健康及び諸課題に関する政策提言
- 八 臨床発達心理士の資質と技能の向上ための研修会等の実施
- 九 臨床発達心理士の職業の安定及び福祉の向上に関する事項
- 十 その他この法人の目的達成のために必要な事項

(会員)

第5条 本会の会員は、一般社団法人日本臨床発達心理士会会員であり、住所または主たる活動の場を本支部域内に有する者とする。

(入会)

第6条 臨床発達心理士の資格を取得した者、あるいは準会員・賛助会員として登録された者が、本支部に登録した時点、あるいは他支部からの異動の時点で本会への入会とする。

(退会)

第7条 会員が、第5条の条件を満たさず、次の条件に該当する時点で、本会からの退会とする。

- ① 日本臨床発達心理士会を退会したとき
- ② 臨床発達心理士資格を喪失したとき
- ③ 他支部への異動申請を受理されたとき

(事業や活動への参加)

第8条 会員は、本会が主催または共催する事業および活動等に参加することができる。

(総会)

第9条 総会は、支部会員をもって構成し、会の意思と方針を決定する。但し、準会員・賛助会員には議決権・選挙権・被選挙権を持たない。

2 定期総会は年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催することとする。

総会は、直接参集する方法の他、参加者が明確な遠隔会議システムを用いて開催することもできる。

3 総会の成立は、出席者と委任状提出者の合計数が支部正会員の4分の1を超えることとする。定足数に満たない場合は、仮総会とする。

4 総会の議決は、出席した正会員の過半数をもって成立とする。

5 仮総会における承認および決定事項は支部ホームページで公示する。その後2週間以内に支部会員総数の1/4以上の反対があった場合はその決定事項は無効となる。

6 定期総会には次の議題を提出しなければならない。

- ①事業の年次報告及び年次計画
- ②事業の収支決算及び収支予算

(役員・選出方法・任期)

第10条 本会には、次の役員を置くことができる。

支部長 (1名)

副支部長 (2名)

事務局長 (1名)

会計担当 (2～3名)

その他、支部の運営にあたり支部長が必要と認める役員

2 役員を選出は総会で行う。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。欠員補充の場合は前役員の任期を引き継ぐ。途中で増員された役員も他の役員の任期と同じとする。

4 支部長は本会を代表し会務を執行する。

- 5 副支部長は、支部長を補佐する。支部長が不在の時に会務を代行する。
- 6 事務局長は支部長を補佐し、本会の事務を統括する。
- 7 会計担当は本会の会計事務を行う。

(代議員)

- 第 11 条 支部総会において、一般社団法人日本臨床発達心理士会社員総会の代議員を選出する。
- 2 代議員の選出数は理事会によって決定された定数による。また、選任後最初の社員総会終結の時から、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 代議員は、一般社団法人法上の社員となり、社員総会に出席する。

(役員会)

- 第 12 条 役員会は、役員をもって構成する。
- 2 役員会は支部長が必要と認めたとき、又は役員の半数以上から招集の請求があったときに開催する。
 - 3 役員会は支部長が招集し、議事を進行する。
 - 4 役員会の議事について議事録を作成し、各役員の確認をもって確定する。

(規約の変更)

- 第 13 条 この規約の変更は、支部総会に出席した会員のうち 3 分の 2 以上の同意を得て決定し、理事会の承認を得るものとする。

(規約に定められていない事項)

- 第 14 条 本規約に定められていないことは、一般社団法人日本臨床心理士会の定款に則り、必要に応じて理事会の意見を聞きながら、支部役員会で判断する。

附則

この規約は、2023 年 5 月 1 日から施行する。

改訂 2025 年 6 月 1 日 第 2 条の改訂。

改訂 2026 年 5 月 24 日 第 9 条、第 10 条の改訂。